

国立大学法人鳥取大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当の額は、各役員の在職期間における業績を勘案し、鳥取大学経営協議会に諮った上で、これを増額し、又は減額することができるとしているが、法人化後5年目で大学運営は円滑に行われているところであり、各役員の業績については、良好の範疇につき、平成20年度においては増額又は減額をしなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	平成20年度においては、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の指定職俸給表適用職員の給与改定はなく、これに準じて本学も改定しなかった。
理事	同上。
理事(非常勤)	改定しなかった。
監事	平成20年度においては、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)の指定職俸給表適用職員の給与改定はなく、これに準じて本学も改定しなかった。
監事(非常勤)	改定しなかった。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	
法人の長	千円 18,246	千円 12,792	千円 5,178	千円 276 (単身赴任手当)			
A理事	千円 13,445	千円 8,736	千円 3,683	千円 413 (異動保障手当) 49 (通勤手当) 564 (単身赴任手当)			◇
B理事	千円 14,210	千円 10,116	千円 4,094	千円 ()			
C理事	千円 14,288	千円 10,116	千円 4,094	千円 78 (通勤手当)			
D理事	千円 12,321	千円 8,736	千円 3,536	千円 49 (通勤手当)			

A監事	千円 12,272	千円 8,736	千円 3,536	千円 ()			
B監事 (非常勤)	千円 1,680	千円 1,680	千円	千円 ()			

注1:「異動保障手当」とは、公務員等から本学の役員となった者で、本学役員になる日の前日に勤務していた勤務地が、民間における賃金、物価及び生活費が特に高い地域であり、当該勤務地に引き続き6箇月を超えて在勤した者で、引き続いて本学の役員となった場合に、2年間を限度として支給するものである。

注2:「前職」欄の「◇」は、役員出向者(役員となるために、本府省課長・企画官相当職以上で退職し、かつ、引き続き役員として在職する者)であることを示す。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
法人の長	千円	年	月			該当者なし	
理事	千円	年	月			該当者なし	
監事	千円	年	月			該当者なし	

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

業務内容の洗い出しを行い、合理化計画を立て、人件費に関して適切な対応をする。
すなわち、事務系職員については、常に業務の見直し、合理化、簡素化を徹底して行うと共に、事務組織の再編、人員配置の検討などにより、採用の抑制を図る。
また、教員については、定員の一部を学長管理定員として全学的な観点で運用すると共に、退職者に係る補充についても抑制に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準に準じるための措置として、俸給月額、手当等の改定を図る。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

昇給、昇格の実施及び業績手当の成績率の決定にあたっては、人事・業績評価の結果等を踏まえた勤務成績又はこれに足ると認められる事実に基づいて考慮している。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
俸給月額 (昇給)	昇給日前1年間における勤務成績に応じて行い、昇給の号俸数は、その1年間の全部を良好な成績で勤務した職員の号俸数を4号俸とすることを標準として決定される。ただし、平成21年度までは標準の昇給幅を抑制する。
俸給月額 (昇格)	勤務成績が特に良好な職員で、昇格基準に達した者は、その資格に応じて上位の級に昇格されることがある。
賞与・勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日・12月1日)以前6箇月以内の期間における勤務成績に応じて決定される支給割合(成績率)に基づき支給される。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

- (1)異動保障手当の支給割合の改定(平成20年4月1日実施)
・国の地域手当の支給割合の改定に伴い、その地域からの異動者に対する異動保障手当の支給割合を改定した。
- (2)広域異動手当の支給割合の改定(平成20年4月1日実施)
・国の広域異動手当の支給割合の改定に伴い、異動等前後の勤務箇所間等の距離に応じ次のとおり改定した。
- | | | |
|-----------|---------------|----------|
| 勤務箇所間等の距離 | 60km以上300km未満 | :2% → 3% |
| 〃 | 300km以上 | :4% → 6% |

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	人 1,454	歳 42.1	千円 6,499	千円 4,702	千円 40	千円 1,797
事務・技術	人 294	歳 41.6	千円 5,380	千円 3,930	千円 52	千円 1,450
教育職種 (大学教員)	人 627	歳 47.9	千円 8,471	千円 6,074	千円 29	千円 2,397
医療職種 (病院医師)	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人 383	歳 33.4	千円 4,438	千円 3,255	千円 40	千円 1,183
技能・労務職種	人 6	歳 54.0	千円 5,086	千円 3,728	千円 74	千円 1,358
教育職種(附属高校教員)	人 23	歳 45.1	千円 7,408	千円 5,414	千円 64	千円 1,994
教育職種(附属義務教育学校教員)	人 35	歳 43.0	千円 6,841	千円 4,993	千円 63	千円 1,848
医療職種(病院医療技術職員)	人 85	歳 37.8	千円 4,831	千円 3,535	千円 51	千円 1,296
その他医療職種(医療技術職員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

再任用職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
該当者なし						
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円

非常勤職員	人	歳	千円	千円	千円	千円
	85	36.1	2,882	2,534	39	348
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
	24	46.9	2,890	2,139	58	751
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	2					
医療職種 (病院医師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	47	30.1	2,721	2,721	21	0
医療職種 (病院看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	39.5	3,844	2,866	24	978
技能・労務職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
	3	57.8	3,703	2,712	131	991
医療職種(病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	5	27.3	3,061	2,343	61	718
その他医療職種(看護師)	人	歳	千円	千円	千円	千円
	1					

注1:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2:各区分における人員が2人以下の場合については、当該個人に関する情報を特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載していない。

注3:技能・労務職種とは、自動車運転手、看護助手等の職種を示す。

注4:教育職種(附属高校教員)とは、附属特別支援学校教員を示す。

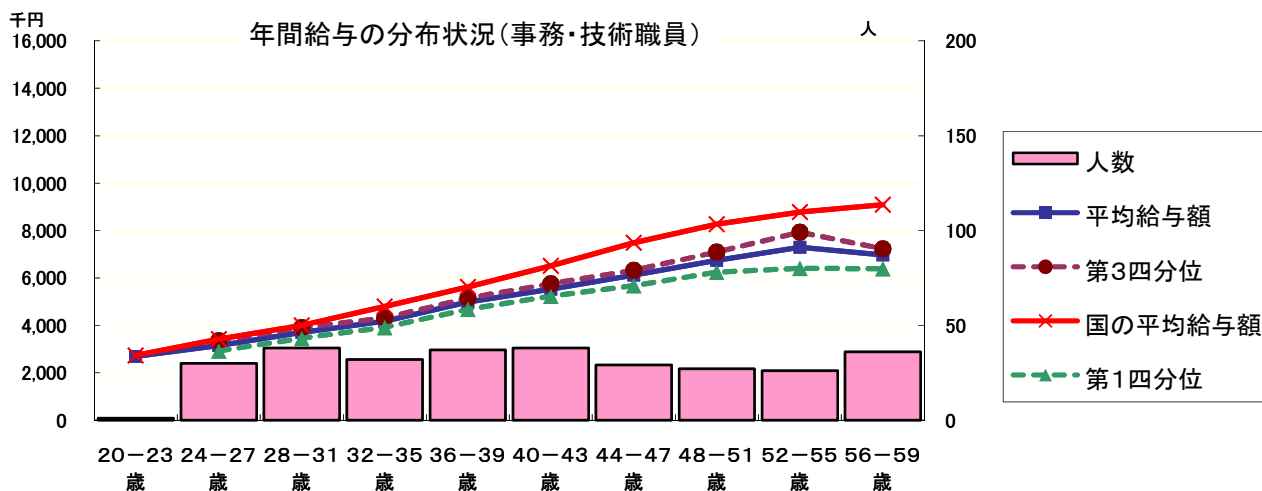
注5:医療職種(病院医療技術職員)とは、病院における薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師等の職種を示す。

注6:その他医療職種(医療技術職員)とは、病院以外での医療職種(医療技術職員)を示す。

注7:非常勤職員の医療職種(病院医師)とは、医員及び医員(研修医)を示す。

注8:非常勤職員のその他医療職種(看護師)とは、病院以外での医療職種(看護師)を示す。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

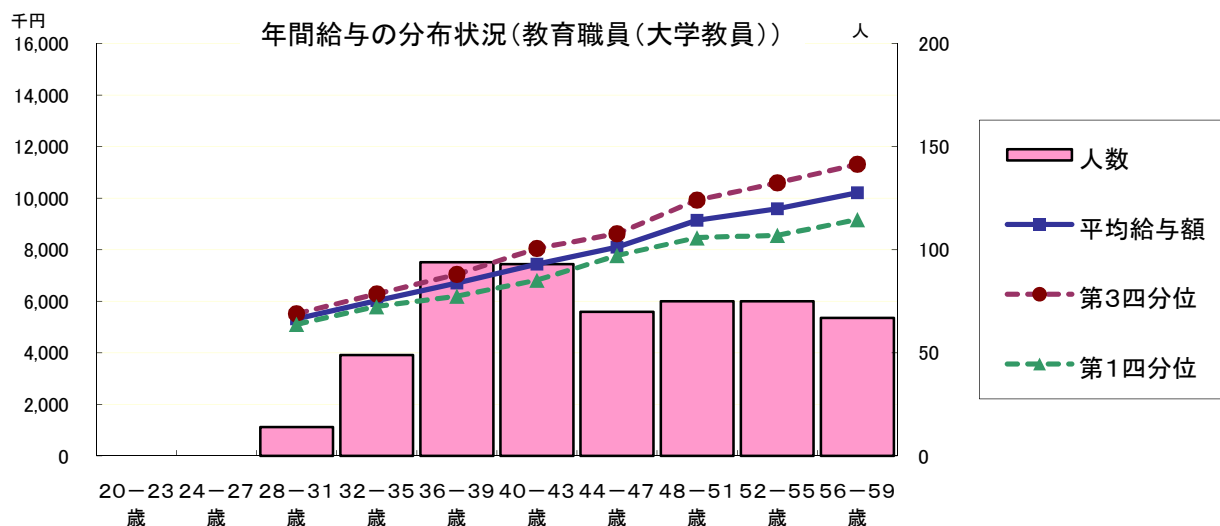


注1: ①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2: 年齢20～23歳の該当者は1人であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

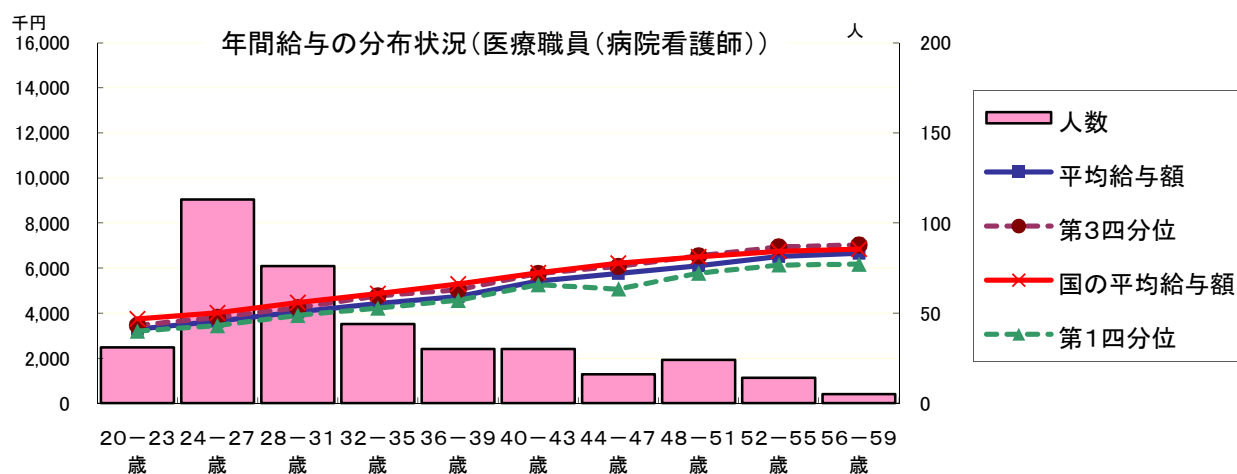
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位 (課長 ・係長 ・係員)	23	52.2	7,548	8,063	8,348
	119	47.0	5,417	5,907	6,388
	99	30.8	3,326	3,705	4,026



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位 (教授 ・准教授 ・助教)	212	56.3	9,691	10,534	11,172
	181	47.6	7,847	8,263	8,807
	162	39.2	5,990	6,355	6,792



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位 ・看護師長 ・看護師	24	47.5	5,766	6,249	6,727
	297	30.5	3,504	4,007	4,296

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		係員	主任	係長	副課長 専門職	室長
人員 (割合)	294人	36人 (12.2%)	75人 (25.5%)	122人 (41.5%)	35人 (11.9%)	17人 (5.8%)
年齢(最高 ～最低)		30～23歳	59～27歳	59～35歳	59～46歳	59～39歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,610～ 1,921千円	3,972～ 2,405千円	5,137～ 3,073千円	5,752～ 4,351千円	6,287～ 5,010千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,508～ 2,626千円	5,423～ 3,313千円	6,973～ 4,297千円	7,631～ 6,097千円	8,348～ 7,050千円

6級	7級	8級	9級
課長	部長	部長	事務局長
7人 (2.4%)	2人 (0.7%)	0人 (0%)	0人 (0%)
58～46歳	～	～	～
7,018～ 6,022千円	～	～	～
9,450～ 8,367千円	～	～	～

注:7級における該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		助手	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	627人	0人 (0%)	162人 (25.8%)	72人 (11.5%)	182人 (29.0%)	211人 (33.7%)
年齢(最高 ～最低)		～	61～29歳	64～33歳	64～33歳	64～42歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～	5,714～ 3,269千円	6,568～ 3,950千円	7,964～ 3,893千円	9,416～ 5,638千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～	7,705～ 4,522千円	9,067～ 5,555千円	10,901～ 5,489千円	13,444～ 8,010千円

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位		准看護師	看護師	副看護師長	看護師長	副看護部長	看護部長	看護部長
人員 (割合)	383人	1人 (0.3%)	297人 (77.5%)	59人 (15.4%)	21人 (5.5%)	4人 (1.0%)	1人 (0.3%)	0人 (0%)
年齢(最高～最低)		～歳	56～22歳	59～28歳	55～41歳	58～47歳	～歳	～歳
所定内給与年額(最高～最低)		～千円	4,961～2,236千円	5,003～2,955千円	4,972～4,068千円	5,117～4,462千円	～千円	～千円
年間給与額(最高～最低)		～千円	6,807～3,056千円	7,028～4,063千円	7,009～5,631千円	7,265～6,392千円	～千円	～千円

注:各区分における人員が2人以下の場合については、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 63.9	% 67.0	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 36.1	% 33.0	% 34.5
	最高～最低	% 47.5～32.1	% 39.1～28.7	% 43.3～30.6
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 68.1	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.1	% 31.9	% 33.4
	最高～最低	% 41.9～31.4	% 38.7～28.6	% 40.2～30.2

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 62.5	% 65.8	% 64.2
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 37.5	% 34.2	% 35.8
	最高～最低	% 50.3～32.2	% 47.0～29.3	% 46.8～30.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 68.1	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 35.1	% 31.9	% 33.4
	最高～最低	% 43.0～31.6	% 39.3～28.7	% 41.1～30.1

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
	最高～最低	～	～	～
一般職員	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	64.8	67.9	66.4
	最高～最低	41.9～31.5	38.7～28.8	40.2～30.0

注:医療職員(病院看護師)における管理職員は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから記載していない。

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

84.1

対他の国立大学法人等(事務・技術職員)

96.2

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等(教育職員(大学教員))

94.2

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

91.6

対他の国立大学法人等(医療職員(病院看護師))

95.5

注: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 84.1		
	参考	地域勘案	90.2
		学歴勘案	84.6
		地域・学歴勘案	90.3
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 39.4% (国からの財政支出額 13,855百万円、支出予算の総額 35,203百万円:平成20年度予算) 【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えておらず、また、対国家公務員指数も100未満であることから適切な給与水準であると思われる。		
講ずる措置	国家公務員の給与水準を考慮する。		

○医療職員(病院看護師)

項目	内容		
指数の状況	対国家公務員 91.6		
	参考	地域勘案	91.3
		学歴勘案	91.0
		地域・学歴勘案	90.4
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 39.4% (国からの財政支出額 13,855百万円、支出予算の総額 35,203百万円:平成20年度予算) 【検証結果】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は50%を超えておらず、また、対国家公務員指数も100未満であることから適切な給与水準であると思われる。		
講ずる措置	国家公務員の給与水準を考慮する。		

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

92.7

(注) 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成20年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

〔なお、昨年までは教育職員(大学教員)と国家公務員(平成15年度の教育職(一))との給与水準(年額)の比較指標である。〕

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年度)	前年度 (平成19年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成 16年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 10,866,151	千円 11,091,702	千円 (%) △225,551 (△2.0)	千円 (%) △765,490 (△6.6)
退職手当支給額 (B)	千円 1,247,134	千円 1,586,241	千円 (%) △339,107 (△21.4)	千円 (%) △63,296 (△4.8)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 2,903,126	千円 2,531,958	千円 (%) 371,168 (14.7)	千円 (%) 1,443,828 (98.9)
福利厚生費 (D)	千円 1,604,300	千円 1,593,925	千円 (%) 10,375 (0.7)	千円 (%) 31,279 (2.0)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 16,620,711	千円 16,803,826	千円 (%) △183,115 (△1.1)	千円 (%) 646,321 (4.0)

注1:「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

注2:「非常勤役職員等給与」の額には、人材派遣契約に係る費用等を含んでおり、一方、財務諸表附属明細書の「17役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額には、福利厚生費を含んでいるため、これらの額は一致しない。

総人件費について参考となる事項

- ① 給与、報酬等支給総額は、対前年度比△2.0%であり、退職者の後任補充の抑制が主な要因となっている。

最広義人件費は、対前年度比△1.1%であるが、病院経営上の必要性から、看護師等の特定任期付職員等の増員を図ったことによる非常勤役職員等給与の増加がある一方で、前述の給与、報酬等支給総額の減少及び定年退職者の減少に伴う退職手当支給額の減少が主な要因となっている。

- ② 中期計画において、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)の総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図ることとしているものであり、引き続き業務の見直し、合理化、簡素化、組織の再編、人員配置の検討と併せて退職者の後任補充の抑制を行うものである。

また、平成18年度からの国家公務員の給与構造改革を踏まえて、本学の俸給表及び給与制度等を順次見直している。

- ③ 人件費削減の取組の進捗状況(下表参照)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	12,006,785	11,262,109	11,091,702	10,866,151
人件費削減率 (%)		△6.2	△7.6	△9.5
人件費削減率(補正值) (%)		△6.2	△8.3	△10.2

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年度の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%,0.7%,0%である。

注2:基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし。